

難民支援協会 2021年度 年次報告書

JAR ANNUAL REPORT



LEGAL ASSISTANCE



SOCIAL ASSISTANCE



JOB ASSISTANCE



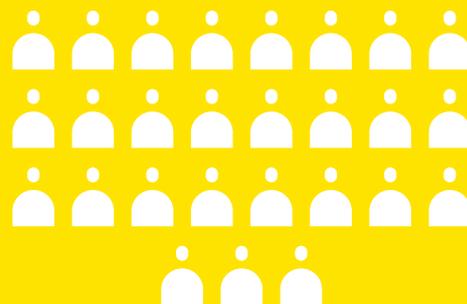
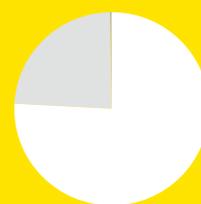
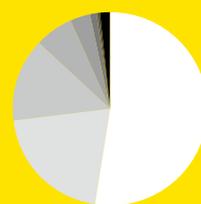
COMMUNITY ENGAGEMENT



ADVOCACY & NETWORKING



PUBLIC RELATIONS



代表メッセージ

2021年度(2021年7月~2022年6月)は、ウクライナから逃れた難民の受け入れが日本で大きく進められました。一方、アフリカだけでも複数の国でクーデターや紛争が起こるなど、日本ではあまり報じられない各国の状況もあります。来日してもなお、多くの難民の方々は、難民認定や安定した在留資格が長期間にわたって得られず、生活面でも困難を抱えています。

このような中、私たちはこの1年間、一人ひとりに向き合い支援を行うと同時に、制度的な課題に対しても、改善に向けて取り組みました。ウクライナ情勢から起きた新たな対応を、よい意味で日本における難民受け入れの「基盤」と捉えて、人の命が出身国や地域によって選別されることなく、包括的で公平な難民保護制度が確立されるよう働きかけてまいります。

当会の活動が、難民の方々へ想いを寄せてくださる多くのご支援により続けられていることに感謝しています。引き続き、皆さまのご支援をお願いいたします。



代表理事

石川えり

難民支援協会(JAR)のビジョンとミッション

ビジョン 難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ

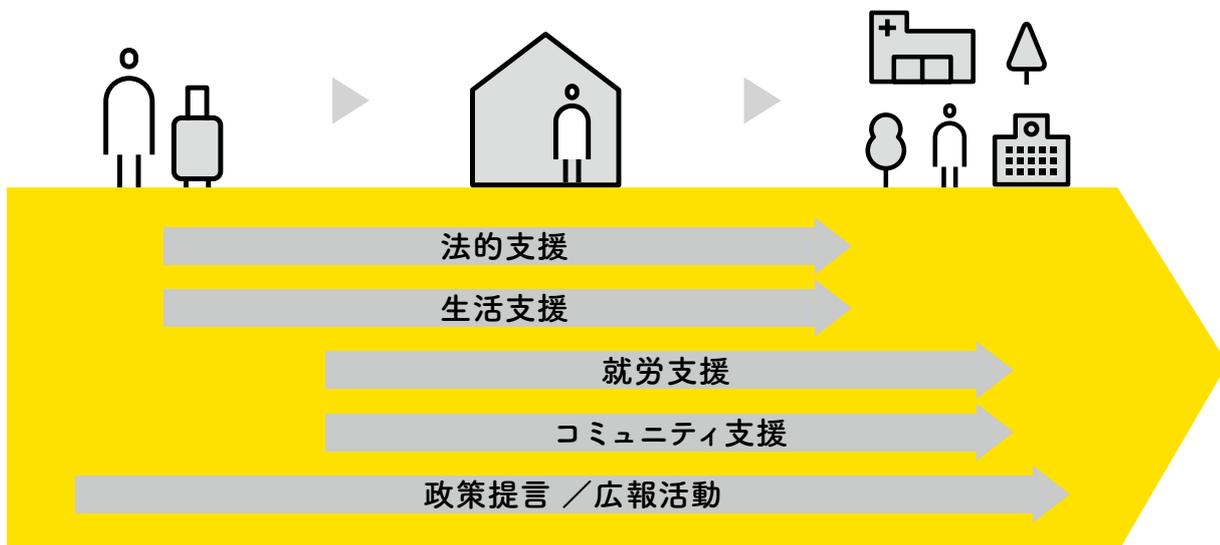
ミッション	日本に逃れてきた難民が、 厳しい状況乗り越え、 自らの力を活かして 希望を持って生きられるよう、 一人ひとりに向き合い支援します	日本で生きる難民を取り巻く 制度や仕組みを改善し、 難民への理解と共感が 社会に広がるよう活動します
--------------	--	---

JARの取り組み

日本に逃れてきた難民は、来日直後から難民申請手続きが分からない、住居や就労許可もないなどの現実と直面します。

難民審査の見通しに不安を抱えながら、なんとか生活するものの、厳しく孤立した状況が続きます。

将来を見通せる安定した在留資格と、社会や地域とのつながりを持ち、安心して暮らせることを目指します。



難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ

世界と日本の難民動向

国連の報告書によると、2021年、紛争や迫害、人権侵害などにより移動を強いられた人は世界で8,930万人と、過去最多を記録しました。過去10年で2倍にのぼり、発生要因に対して、受け入れなどの解決策が追いついていない深刻な現状が指摘されています。内訳は、安全を求めて国境を越えた難民が2,710万人（+ベネズエラ国外に逃れた440万人）、各国で難民申請中の庇護申請者が460万人、国内避難民が5,320万人です。新規の庇護申請は25%増加したものの、コロナ禍以前より少ない数にとどまっています。強制移動に関する現状も鑑みると、新型コロナに起因する、国境を越えた移動が困難な状況を反映していると考えられます。

2022年2月末のロシアのウクライナ侵攻により、第二次世界大戦以降最大かつ最速に拡大している難民危機が起きました。アフリカ、アフガニスタンなどの状況も加わり、同5月時点で、故郷を追われた人は1億人を超えています。

2021年は日本が難民条約に加入してから40年にあたりますが、この40年間に日本で難民として認定されたのは1,000人未満。2021年単年では過去最多の74人でした（ほか、難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留が認められた人が580人。うちミャンマーが498人）。内訳は、ミャンマー（32人）、中国（18人）、アフガニスタン（9人）などです。JARの支援対象者の半数以上を占めるアフリカ諸国の認定は6人とどまります。認定・人道配慮ともに最多を占めるミャンマー出身者については、2021年2月のクーデター発生に伴い5月に特別な措置が設けられています。認定は2017年以来ではあるものの、不認定や審査結果が出ていない人も多く（2022年3月時点）、この措置が掲げ

る迅速で情勢を踏まえた保護となっておりません。また、2021年に難民不認定と判断された人は1万人以上にのぼり（一次審査、審査請求の合計）、難民として認定されるべき人が認定されない状況が続いています。

ウクライナ情勢を受け、3月、日本での受け入れがこれまでになく迅速に表明されました。日本に逃れてきた人は、7月時点で1,600人を超えています。民間レベルでも支援の手が全国からあがりました（ウクライナ難民をめぐる動きはP.10も参照）。

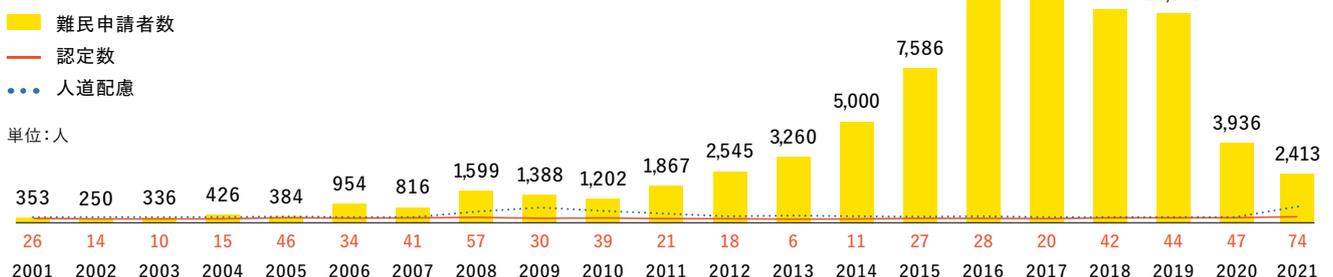
これまでにないほど多くの難民が多数の地域で生じている世界情勢にあり、一部の状況に注目が集まる反面、世界から“忘れられている”国や地域もあります。日本でも、ウクライナ難民への関心の高さの一方で、長年難民認定を待つ難民申請者たちから「取り残されていると感じる」との声も聞かれ、実際に出身国による受け入れ施策上の違いも存在します。JARでは、どの国の難民であっても包括的に保護できる法制度の改善を目指して活動していきます。



参照：2021年、世界で最も“忘れられた”強制移動危機 上位10か国 Norwegian Refugee Council作成。メディアからの関心・援助機関への支援額・解決への国際社会からの関与の各点における不足度合いから順位付けたもの

日本における難民申請者・認定数の推移

出典：出入国在留管理庁発表資料から作成



数字で見る2021年度のJAR

2021.7.1 - 2022.6.30

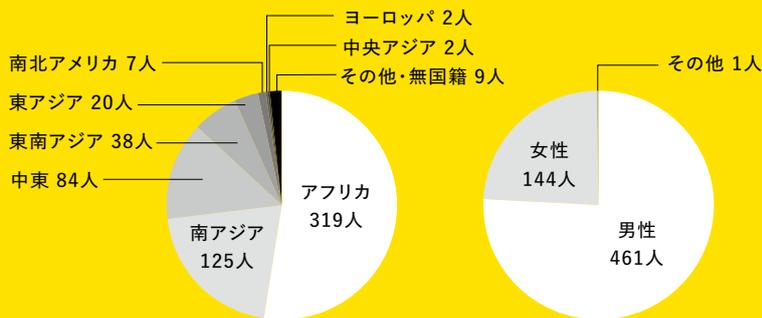
新型コロナの影響が長引き、緊急事態宣言もたびたび発出される中、JAR事務所も相談時間や開所日数を短縮し、来所人数を1日最大10人に制限せざるを得ない状況が続きました。開所すること自体が難民の方に対して意義があるとの思いを持ちながら、徹底した感染対策を講じ、支援活動を続けました。難民申請の結果が出るまで平均4年5か月とさらに長期化しています。事務所では、相談の合間に食事や仮眠をとる様子も見られました。

62 か国



本年度、JARが支援をした難民の出身地域は、アフリカ、南アジアを中心に、多岐にわたりました。

606人 4,621件



難民申請の手続きや日本での生活について、対面やリモートでカウンセリングを行い、個別に支援を提供しました。
→P.6-9



法的支援

1,454件



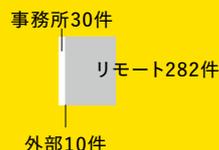
生活支援

2,845件



就労支援

322件



リモートでの支援：オンラインビデオ通話、電話やメールによって行った相談・支援です。食料配送は含んでいません。



68人 142件

病院との交渉や診療費の支援を通じて、医療につなげました。難民へのワクチン接種も進めました。→P.7



1,226件

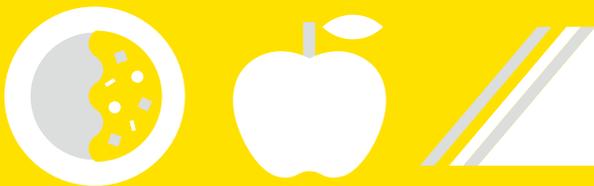
日々の食事に困る方、自宅待機中の方へ、食料品類を配送したり、事務所で弁当などの食事提供も行いました。

協働先が広がり、内容も青果、アフリカの伝統的な食材やハラルフードなど、充実を図ることができました。→P.7



23人

ホームレスの状況にある難民に対して、シェルター（宿泊場所）や宿泊費を提供しました。→P.7



27人 30社以上



集住地域における勉強会の開催など、地域社会と住民を橋渡しするさまざまな取り組みを行いました。※各難民、難民コミュニティ、関係機関、地域住民を含むのべ数

→P.9



就労前日本語プログラムを継続して実施、多くの就職が実現しています。※兼業を含む

→P.8

約 1,200人



法的支援

LEGAL ASSISTANCE

難民認定のために

弁護士と連携し、保護されるべき人が
速やかに難民認定を得られるよう支援します。

逃れた先で「難民」と認定されることは、迫害の待つ母国に送り返されるかもしれない恐怖から解放されることを意味します。人としての権利を回復し、新たに日常を立ち上げるためには、難民認定を得ることは非常に重要です。日本の難民認定基準は極めて厳しいですが、JARは、保護されるべき人が難民認定を得ること、そのために必要な弁護士などの協力者を開拓することに取り組んでいます。

事業内容

- ・難民条約や申請手続きの情報提供
- ・難民認定申請書類の作成サポート
- ・収容所にいる難民申請者への面会
- ・プロボノ弁護士／事務所の開拓と連携強化

協働先

- ・弁護士
- ・法律事務所
- ・通訳、翻訳者
など

法的相談・支援件数

事務所、法律事務所・
収容施設など外部、リモ
ート(オンライン、電話、
メール)での支援の合計

1,454
件

REPORT 1

難民認定を得るための 弁護士との協働



弁護士との打ち合わせ

新型コロナの感染拡大による影響が長引き、新規に来日した難民からの相談は少ない状態が続きました。以前はJAR事務所で対面での面談がほとんどでしたが、コロナ禍で進んだオンラインの活用による面談で、九州など東京から離れた地域に住む難民からの相談にも応じやすくなりました。帰国できない理由などを聞き取ったり、難民申請手続きに関する法的助言を行いました。

難民認定のためには弁護士の協力も欠かせません。プロボノ(無償)で支援くださる、複数の法律事務所との新たな協働が始まりました。難民申請の初期段階で受任いただき、手続きに寄り添った専門的かつ的確な法律支援を提供いただくことで、できるだけ早く難民認定されることを目指しています。

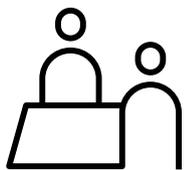
2021年に難民認定を 受けた方からのメッセージ

私はアフリカ出身で、2021年に難民認定されました。来日当初よりJARに、難民申請の助言や弁護士の紹介、住居の提供を含む生活全般を支えてもらいました。難民申請の結果を待っていた期間はとても苦しいものでした。いつ結果が出るのか全くわからず、2日間も眠れないこともありました。そんなとき、JARのスタッフは何かあったらいつでも連絡をして下さいと温かく接してくれました。支援だけではなく、いつでも私のことを聴いてくれる、それが最も大切なことだと思っています。今は働いており、日本語をがんばっています。

JARがいなくては安全な道のりを歩むことはできませんでした。いつまでも忘れません。



この方の難民認定に向けて弁護士と協働。迫害の状況や出身国の情報を聞き取ったりした。写真の数多くの書類は、難民認定の審査のために入管(出入国在留管理庁)に提出されたもの



生活支援

SOCIAL ASSISTANCE

生き抜く力を支える

一人ひとりの力を「引き出す」支援を通じて、
来日直後の厳しい時期から自立への道のりを支えます。

難民申請の結果を待つ期間は平均4年5か月。その間、公的な生活支援は十分ではありません。多くの難民は今日明日をどう生き延びるかという厳しい現実と直面しています。ホームレスに陥る人もいます。JARは、モノやお金を「与える」だけでなく、その人の力を「引き出す」支援を通じて、一人ひとりに寄り添っています。

事業内容

- ・個別のカウンセリング
- ・(カウンセリングを通じた)医食住の確保、緊急支援金の支給
- ・医療機関とのネットワーク拡大
- ・新型コロナ関連を含む生活情報の発信
- ・フードバンク等とのネットワーク拡大

協働先

- ・病院
- ・自治体
- ・フードバンク
など

生活相談・支援件数

事務所、病院同行など
外部、リモートでの支
援の合計

2,845
件

REPORT 1

難民への医食住の支援。 コロナ禍で浮かび上がる課題



新しく入居するシェルター(宿泊場所)への移動に付き添う

感染が大きく広がった夏ごろ、コロナ陽性となった難民からの相談が増え、救急で入院した方も複数いました。陽性と判明する前の医療費は自己負担(陽性判明後は公費負担)のため、受診をためらい悪化させてしまうことがあります。自宅療養の方には、栄養補助食品を含む食料を配達したり、保健所との連絡などを行いました。また、医療費を支援するなど、健康保険に加入できない仮放免などの方でも医療機関にかかれるよう努めました。

長引くコロナ禍は、特に収入の手立てがない難民の生活に大きく影響しています。持病があるが通院できない、今日泊まる場所がないなど、いわゆる最低限の生活も営めません。一人ひとりのニーズに応じ、少しでも生活を改善すべく支援を行っています。

REPORT 2

難民を支えるための 他団体との協働の広がり



ご支援の拡充で、栄養面のバランスも考慮できるようになった

特にコロナ禍では、それまで周囲の支援でなんとか生活していた人が、「知人も失職し助けを求められなくなってしまった」などより困難な生活を強いられています。生活上の多面的な問題は、JARだけで解決することは難しく、他団体との協働が不可欠です。

健康保険に加入できず医療費を支払う手立てがない方には、無料低額診療事業を利用し受診につなげました。同事業を行う医療機関に付き添ったり、難民への理解を深めていただけるよう説明などをしました。食料支援では、企業やフードバンク等との新たな連携が広がり、新鮮な青果やハラルフードなどニーズに応じた食料提供が可能になりました。今後もさまざまな方との支援の輪を通じて、難民一人ひとりを支えていきます。



就労支援

JOB ASSISTANCE

経済的に自立する

難民の働く意欲と企業のニーズをつなぎ、
難民が安心・安全に働き続けられるよう支援します。

難民申請中の公的支援が十分でない中で、難民は来日間もない時期から生きるために働く必要に迫られます。同時に、多くの人は、支援に頼ることなく一日でも早い自立を望んでいます。JARは、職業紹介事業の許可を受け、就労資格のある難民と企業をつなぎ、難民が安心・安全に働き続けられるよう支援しています。

事業内容

- ・就労前日本語プログラム（就労前訓練）の提供
- ・企業と難民とのマッチング
- ・雇用先の開拓

協働先

- ・企業
- ・自治体
- ・日本語教育関係者など

就労
相談件数

322
件

就職
実績

27
人

REPORT 1

就労前訓練の 新たなかたちを探る



教材より。職場の清掃など、日本での就労で知っておきたい点をまとめた

長引くコロナ禍や緊急事態宣言の発出などは、いかに負担なく採用・雇用活動を行うかという企業の姿勢を一層強めました。新規求職、就業中の難民にとっては、日本語力の向上がさらに大きな課題となります。「就労前日本語プログラム(1日3時間×60日)」を継続し、年度後半からは個別指導を新たに導入しました。語学学習だけでなく就労前に必要な内容、例えばコミュニケーションの違いなどについて難民と就労先の企業が一緒に学びます。就業中の難民と上司を演者に、職場の許可を得て場面別に撮影し、教材にしました。履修した企業、難民の方からは、実際によく起こっていた問題解決に直結し負担が減ったと声がありました。本年度は、個別指導を含め48人にプログラムを提供しました。

REPORT 2

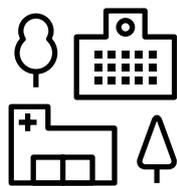
難民と企業のマッチングと 定着のためのフォローアップ



一人ひとりの相談にアドバイス

本年度は27人、9業種30社を超える企業での新規の就職が決まりました(兼業を含む)。

就職後のフォローアップも大切です。コロナ禍で雑談や昼食の機会が制限され、社員同士の顔が見える関係づくりが難しい側面があります。その結果、さまざまな感情的なすれ違いが生まれ、どうしたらいいかと相談の声が多業種から寄せられました。ある介護事業所では、社員全体が集まる場をオンラインや対面で作り、「利用者にごう貢献したいか」「なぜこの業界で働いているのか」などそれぞれの仕事への思いや展望を発表する機会を作りました。このことを他企業にも展開し、入社時に自己紹介する機会を作ったことで、お互いに信頼感と安心感をもって仕事ができるようになったと反応がありました。



コミュニティ支援

COMMUNITY ENGAGEMENT

ともに地域社会をつくる

難民が、地域社会の中でつながりを持ち、
ともに暮らしていける関係性を築けるよう支援します。

日本での生活が長い場合でも、地域社会から孤立してしまう難民は少なくありません。JARは、自治体、学校、病院など、地域社会をつくる人びとと難民を橋渡しし、難民が社会の一員として地域の中でつながりを持ち、ともに支えあって暮らしていけるよう支援しています。

事業内容

- ・難民や地域コミュニティのキャパシティ強化
- ・地域関係者への働きかけと連携強化
- ・難民の孤立解消に向けた取り組み

協働先

- ・自治体
- ・医療機関
- ・学校
- ・地域住民
など

地域関係者との連携・難民/
難民コミュニティへの支援

約
1,200
人

REPORT 1

地域関係者や難民コミュニティとの連携によるコロナ禍での支援活動



未就園児向けの支援として人形劇を観劇

支援関係者と協働し、マスク1万枚以上のほか、手指消毒液、石鹸などの配布を昨年度に引き続き行いました。また、新型コロナの感染により療養中の方や、コロナ禍でさらに経済困窮にあえぐ難民の方への支援のため、地域のフードパントリー^{*}や子ども食堂、飲食料品を扱う企業の協力を得ながら、食料品の郵送や地域での食料配給を実施しました。物資の郵送においても、難民コミュニティ内のまとめ役の方などに届け、そこから周辺の難民世帯に広がるようにするなど、コミュニティ内の共助を引き出せるように工夫をしました。また、就学前教育など、新型コロナ対策以外の課題についても、感染拡大状況に左右されてはしまいが、取り組みを検討しています。^{*}なんらかの理由で十分な食事をとることができない状況の人々に食品を無料で提供する場所

REPORT 2

難民の集住地域における多様な関係者間の連携強化を目指して



大学での勉強会にて講演

コロナ禍で見えた支援ニーズは多方面に及びます。特に難民が暮らす地域では、医療、住居の確保、就職、子ども支援など複数の課題の重なりが顕著で、自治体職員や医療関係者、社会福祉協議会、各難民支援団体などと同時に連携をしていくことが必要となりました。そのため、それぞれの分野で難民に関わる人・団体に対して、個別相談や勉強会を通じ、難民に関する現状などを共有しました。例えば、今後福祉分野のキャリアに進む学生には、JARでの事例も用いながら、支援に関して配慮すべき点など詳細な経験を伝えました。勉強会などの開催はコロナ禍以降大きく制限されていましたが、本年度はオンラインや電話相談などを活用することで、のべ710人以上の方に参加いただきました。



政策提言・ネットワーク

ADVOCACY & NETWORKING

難民受け入れ政策を促す

難民が適切に保護され、受け入れられる制度の実現を目指し、政府や国会に政策を提言します。

適切な制度の実現と運用を目指して、関係者や市民団体とのネットワークを構築し、国会議員・各省庁等に働きかけるなど、難民支援・保護制度の改善に取り組みます。

支援現場の声を踏まえた政策の実現に向けて



法務大臣に面会し、日本の難民保護のあり方に関して意見交換(2022年1月)

2021年に政府が国会に提出した「入管法改正案」は、難民申請者の送還を可能にするなど、保護の悪化につながる内容でした。市民社会の働きかけもあり成立は見送られましたが、政府は法案再提出の姿勢を崩していません。再提出に向け政府が発表した資料[※]は、難民申請者への偏見を助長しうる内容であったため、JARは抗議の意見を表明しました。また、法案に関する政策関係者への働きかけを継続しました。そのほか、支援現場の声を踏まえた政策の実現に向け、パブリックコメント、選挙公約への要望書など年間10本以上の意見を公表しました。

ウクライナ難民の受け入れを機に、難民保護への社会の関心が高まり、国会でも活発な議論が行われています。アフガニスタン難民などさまざまな国や地域から逃れた人を包含する保護制度を目指して、他団体と協力し、活動をしています。[※]「現行入管法上の問題点」(2021年12月)

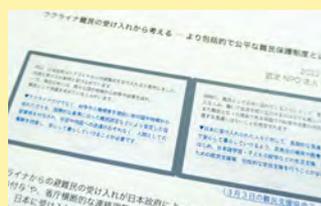
ウクライナ難民受け入れをめぐる動き

2022年2月末に始まったロシアのウクライナ侵攻を受けて、3月2日、日本政府はウクライナ難民を受け入れることを表明し、在留資格の付与や支援策など、相次いで具体策を決定していきました。それを受け、自治体や企業など民間からも多数の支援の手が伸びました。

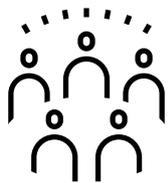
同時に、JARはこのような難民保護施策が、国籍によらず包括的に存在すべきと考えています。ウクライナ難民受け入れでは、入国後すぐに一時滞在施設に入り、受け入れ先の自治体等とのマッチングを待ちます(身元引受人がない場合)。その間は生活費などの援助があり、退所後も生活費のほか、医療費、日本語教育費などが支援され、住居や日常のサポートは受け入れ先で提供されます。このような支援と体制は難民全般にとってもまさに必要とされるものです。難民申請者は、日本での難民認定率1%程度という高い壁に直面し、たとえ認定されても長い申請期間や収容などの経験が、社会での安定した暮らしを難しくしています。

本来、人の命は出身国や地域によって選別できないはずですが、JARに相談に訪れる難民の方からもウクライナ情勢への思いやりとともに「自分たちは見放されている」と嘆き憤る声を聞いています。JARでは包括的で公平な難民保護の実現を求め、ウェブサイトで意見を表明しました。また、そのような見解を多数のマスメディアで述べ、SNSでも多くの賛同を得ました。

5月、FRJ[※]は他団体とともに、難民と、自治体など受け入れ希望者を橋渡しするための「Support-R」を立ち上げました。JARはFRJの一員として難民からの個別相談の窓口と受け入れ側への情報発信等を担っています。[※]難民支援ネットワーク団体「なんみんフォーラム」



ウェブサイトやSNSで発表した提案書。また、今回のように紛争から逃れた人も難民条約上の難民として定義されうるという国際基準をSNSで紹介し、反響があった



広報活動

PUBLIC RELATIONS

難民受け入れの潮流をつくる

難民とともに暮らせる社会を目指し、
理解と共感の輪を広げます。

日本にも難民が逃れてきていること、日本で難民が困難な状況に置かれていることは、まだ十分に知られていません。多くの方に難民を取り巻く状況を知っていただき、支援の輪を広げることで、社会の変化を生み出していきます。

REPORT 1

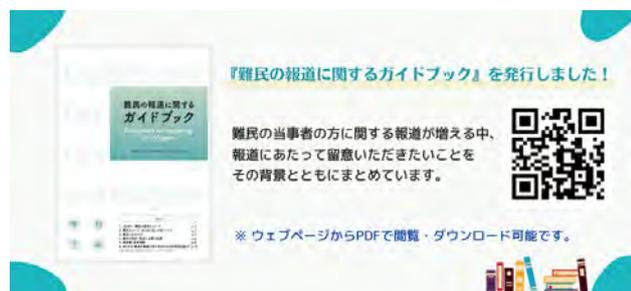
変化し続ける状況の中、 メディアからの取材を通して発信

東京オリンピックでの選手の帰国拒否、アフガニスタンでのタリバンによる政権掌握、ウクライナ難民の日本での受け入れなど、難民への関心が広く集まる出来事が国内外で連続し、メディアからの取材や問い合わせが著しく増えました。テレビの報道番組や新聞のオピニオン面、海外メディアなど、これまでにない多様な媒体で計83件の掲載となり、日本で難民支援を行ってきた団体として、難民認定の課題や長期的視点での支援の必要性、出身国による処遇の違いなど現状の問題点を、時機に応じて伝えました。

また、難民に関する報道が増えたことを受けて、当事者が報道されることによるリスクを防ぐため『難民の報道に関するガイドブック』をメディア関係者とともに作成し、6月に公開しました。



『難民の報道に関するガイドブック』作成に向けた記者等との意見交換

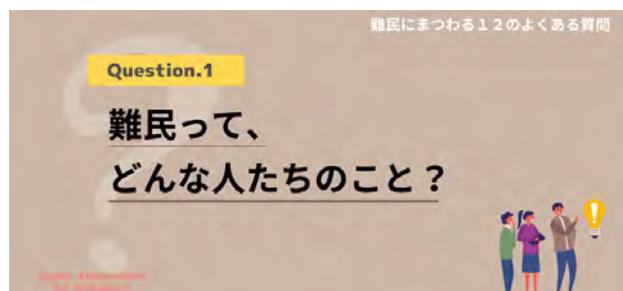


報道によるリスクやチェックリストを掲載

REPORT 2

SNSやイベントを通じて、 幅広く届ける

SNSによる情報発信に引き続き力を入れ、分かりやすく届けることを心がけました。難民について差別や偏見によらず考えてもらうために、基礎的な質問をまとめてSNSで連続投稿した「難民にまつわる12のよくある質問」には、計3,000以上のリツイート・いいねが集まりました。また、オンラインや対面で、幅広い人々が関われる取り組みも実施しました。5月、ボランティアの方々の運営でチャリティラン&ウォーク「DAN DAN RUN 2022」を開催。会場での開催は3年ぶりで、オンライン参加と合わせて312人の申込がありました。6月の「世界難民の日」に向けたキャンペーンでは、「#難民に心を寄せて」をつけた意見の投稿を呼びかけました。集まった声をYouTubeのライブ配信で紹介し、難民の方やスタッフのトークとともに届けました。



フォロワー1.5万人のTwitterとともに、Instagramでの発信を強化



楽しみながら関心を深めていただいた「DAN DAN RUN 2022」

メディア掲載実績一覧

メディアからの取材に応えたほか、JARからも取材の提案を行い、年間で83件のメディア掲載が実現しました。

新聞	2021. 7.22 代表選手の亡命、海外では過去に例も 東京五輪では…／朝日新聞デジタル
	2022. 1.3 ミャンマー難民クーデター後15人認定、この数字どう見るか 大幅増も「過去は5年で1人だけ」の「受け入れ途上国」／共同通信
	3.24 ウクライナの避難民、受け入れ私たちが…日本語学校に無料受け入れ、自治体が住宅提供／読売新聞
	6.21 Japan has always been refugee-averse. Then Ukraine happened.／The Washington Post
テレビ	2022. 3.31 ひるおび! (代表理事・石川スタジオ出演)／TBS
	3.19 ウェークアップ「続く苦悩…ウクライナ避難民 始まった“日本生活”」／読売テレビ(日本テレビ系列)
	4.4 報道ステーション「ウクライナ避難民20人が政府専用機で日本へ…『難民』『避難民』の違いに課題」／テレビ朝日系列
	4.5 ウクライナからの避難民20人 日本に到着／NHK
ラジオ	2022. 3.31 森本毅郎・スタンバイ! (代表理事・石川出演)／TBSラジオ
	4.28 荻上チキ・Session: 特集「ウクライナ避難民をきっかけに考える日本の外国人の受け入れ」石川えり×望月優大×荻上チキ×南部広美／TBSラジオ
ウェブメディア	2021. 8.4 「本国の家族が危険に」五輪選手の亡命希望、特定避ける報道を 難民支援協会が要請／弁護士ドットコム
	11.19 いない本はありませんか? あの「LUSH」がそう聞く理由／Buzzfeed
	2022. 6.7 母国の家族に危害、いじめや嫌がらせのリスクも。難民に関する報道が与えた被害や防止策をガイドブックに／ハフポスト
書籍	2021. 10.20 「クラウドファンディングで社会をつくる: 人はなぜ寄付するのか?」／秋山訓子著、現代書館

支援者の声

VOICE 1



難民スペシャルサポーター
鈴木真佐世さん

9年前に、難民の方々が日本でなかなか認定されず、生活も大変な状況を報道で知り、そこから支援を始めました。同じ世界に生きる者としてみんなが少しずつ協力し、難民の方も日本で生きやすい状況を作ることができればと願っております。ニュースなどで入管の施設の間違った対応などを知るにつけ、日本の出入国の管理システム自体を変えなくてはいけないのではないかと考えています。

VOICE 2



難民スペシャルサポーター
和島 朋広さん

生まれ故郷の町で多文化共生のまちづくりに携わっています。ある研修でJARの方から日本での難民を取り巻く状況や課題を学び、衝撃を覚えました。JARの活動内容はもとより、明瞭で透明性の高い活動報告、多岐にわたる分野の専門家・団体との連携、専門知識を備え使命感にあふれるスタッフの活躍に惹かれ、細くても長くJARを通じ難民の方々に支援したいと思いました。

難民スペシャルサポーター 毎月のご支援が難民の命と未来を支えます

「難民スペシャルサポーター」は月1,500円～継続的にご寄付をいただく支援の方法です。現在2,700人以上の方がご登録くださり、毎月のご寄付で支えてくださっています。日本に逃れてきた難民の方々にサポートする私たちの活動は、多くの方のご支援と託して下さる想いによって実現しています。

くわしくはこちら ▼

WEB

お問合せアドレス

www.refugee.or.jp/support/
support@refugee.or.jp



1,500円 あれば

入管などでの手続きのための交通費を支えます



3,000円 あれば

路上生活に耐えている難民が、宿で一泊休むことができます



5,000円 あれば

パスタ、カレーなど15食分の食事を提供できます



皆さまからのご寄付は
寄付金控除の対象となります。

企業・団体からのご協力

パートナー

- ・ 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

寄付

- ・ あけのほし父母の会
- ・ 株式会社アップルツリーファクトリー
- ・ アマゾンジャパン合同会社
- ・ 株式会社INPEX
- ・ インマヌエル深川キリスト教会
- ・ Airbnb Japan 株式会社
- ・ 株式会社エトス
- ・ MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社
MS & AD ゆにぞんスマイルクラブ
- ・ 温理の会
- ・ カトリック幼きイエス会 (ニコラ・バレ)
- ・ キャピタル・グループ
- ・ クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
- ・ 宗教法人孝道山本仏殿
- ・ ゴールドマン・サックス・ギブズ
- ・ 医療法人社団紺整会
- ・ 三恵物産株式会社
- ・ 株式会社システムサイト
- ・ 浄土宗 林海庵
- ・ 学校法人女子学院
- ・ 新日本管財株式会社 互助会
- ・ 真如苑
- ・ 宗教法人聖心会
- ・ 東京ロータリークラブ
- ・ 株式会社トラベルデータ
- ・ 日本基督教団武蔵野緑教会
- ・ 日本クリン株式会社
- ・ 一般財団法人日本文化福祉財団
- ・ 日本マイクロソフト株式会社
- ・ 株式会社バナナ
- ・ 株式会社BISHOP MUSIC
- ・ 有限会社ビックル電機
- ・ ブルームバーグ エル・ビー
- ・ 公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団
- ・ Meal for Refugees (M4R)
- ・ 三菱マテリアル株式会社
- ・ 株式会社三菱UFJ銀行
- ・ Major, Lindsey & Africa - Japan 合同会社
- ・ 株式会社モイ
- ・ 株式会社Eukarya
- ・ ユニインターネットラボ株式会社

助成・委託

- ・ 特定非営利活動法人アユス仏教国際協力ネットワーク
- ・ 公益信託オラクル有志の会ボランティア基金
- ・ 公益財団法人草の根事業育成財団
- ・ 独立行政法人国際協力機構 (株式会社日本開発サービスとの合併で受託)

- ・ 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)
- ・ 社会福祉法人中央共同募金会
- ・ 株式会社デンソー
- ・ 日本労働組合総連合会 (連合)
- ・ 一般財団法人ファーストリテイリング財団
- ・ 公益財団法人三菱財団
- ・ 立正佼成会 一食平和基金

プロボノ

- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
- ・ MSD株式会社
- ・ オリック・ヘリントン・アンド・サトリフ外国法事務弁護士事務所
オリック東京法律事務所・外国法共同事業
- ・ ゴールドマン・サックス証券株式会社
- ・ TMI総合法律事務所
- ・ ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
- ・ 長島・大野・常松法律事務所
- ・ 西村あさひ法律事務所
- ・ ビルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ビットマン法律事務所・外国法共同事業
- ・ フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所 / フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業所)
- ・ ベーカー&マッケンジー法律事務所
- ・ ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業
- ・ ポールヘイスティンクス法律事務所・外国法共同事業
- ・ ホワイト&ケース法律事務所 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
- ・ モリソン・フォースター法律事務所 (外国法共同事業 モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所)
- ・ 森・濱田松本法律事務所
- ・ 株式会社LIFE.14
- ・ ロープス&グレー外国法事務弁護士事務所
- ・ 早稲田リーガルコムズ法律事務所

物品・サービス協力

- ・ 一般社団法人あじいる
- ・ 花王株式会社
- ・ キーン・ジャパン合同会社
- ・ 株式会社神戸物産
- ・ Sansan株式会社
- ・ セカンドハーベスト・ジャパン
- ・ 合資会社大家族
- ・ 株式会社チェリオコーポレーション
- ・ パルスシステム生活協同組合連合会
- ・ 株式会社PR TIMES
- ・ 特定非営利活動法人フードバンクTAMA
- ・ 株式会社レアールバスコペーカーズ
- ・ 一般社団法人United Will (五十音順・敬称略)

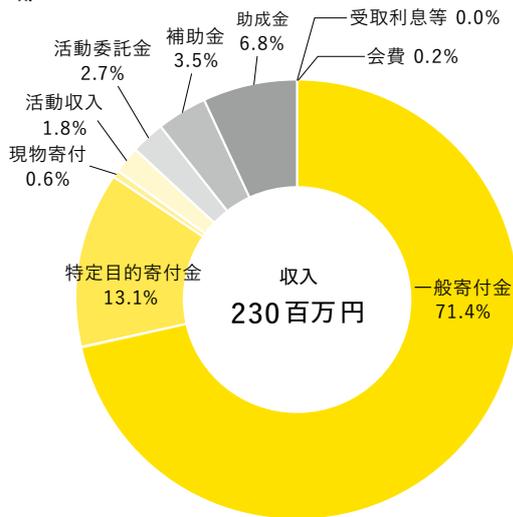
※プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等が、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。

※紙面の都合上10万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。

※犬養道子基金について：長年当会をご支援いただいておりますが、2018年1月に当会にて基金を引き継がせていただきました。上記一覧には、本年度に犬養道子基金にご寄付いただいた団体も含まれております。

会計

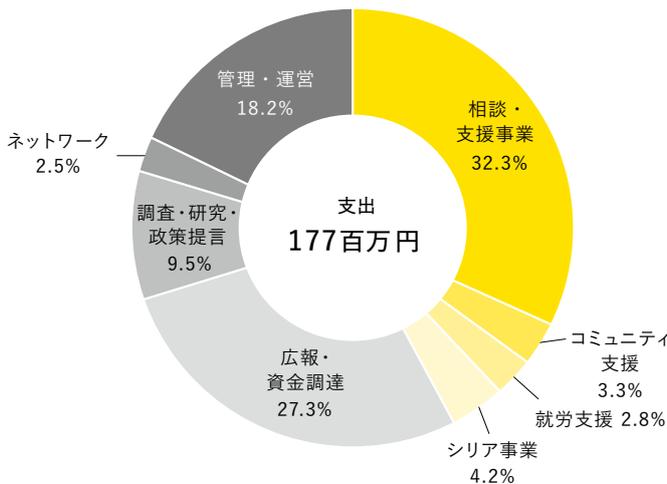
収入の部



収入	単位 (円)	構成
会費	528,000	0.2%
一般寄付金	164,810,583	71.4%
特定目的寄付金	30,182,965	13.1%
現物寄付	1,414,974	0.6%
活動収入	4,100,588	1.8%
活動委託金	6,147,552	2.7%
補助金	7,980,595	3.5%
助成金	15,662,000	6.8%
受取利息等	1,905	0.0%
合計	230,829,162	100%

上記は一般正味財産です。加えて、故犬養道子様より2017年度にいただいた遺贈を指定正味財産としており、残高は60,151,405円です。

支出の部



支出	単位 (円)	構成
相談・支援事業	57,373,385	32.3%
コミュニティ支援	5,791,722	3.3%
就業支援	4,967,654	2.8%
シリア事業	7,482,908	4.2%
広報・資金調達	48,463,330	27.3%
調査・研究・政策提言	16,865,518	9.5%
ネットワーク	4,388,224	2.5%
管理・運営	32,285,842	18.2%
合計	177,618,583	100%

相談・支援事業	事務所や外部における難民への情報提供・相談対応や困窮した難民への緊急支援
コミュニティ支援	難民とコミュニティの社会統合への支援
就業支援	難民への職業紹介及び就労を容易にするための支援
シリア事業	シリア難民留学生の受け入れ事業
広報・資金調達	難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための活動及び寄付受け入れへの活動
調査・研究・政策提言	難民保護に関する調査、研究及び政策提言
ネットワーク	関連機関との難民保護等に関する経験交流と事業実施における協力
管理・運営	事務所維持・事業管理の運営費

[独立監査人の監査報告書抜粋]

監査報告

私は、難民支援協会の財務諸表等[※]が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動（損益）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

※2021年度の活動計算書、貸借対照表と財務諸表に対する注記、財産目録

戎井公認会計士事務所
東京都千代田区
公認会計士

2022年8月31日

戎井重樹

団体概要

2022年10月初現在

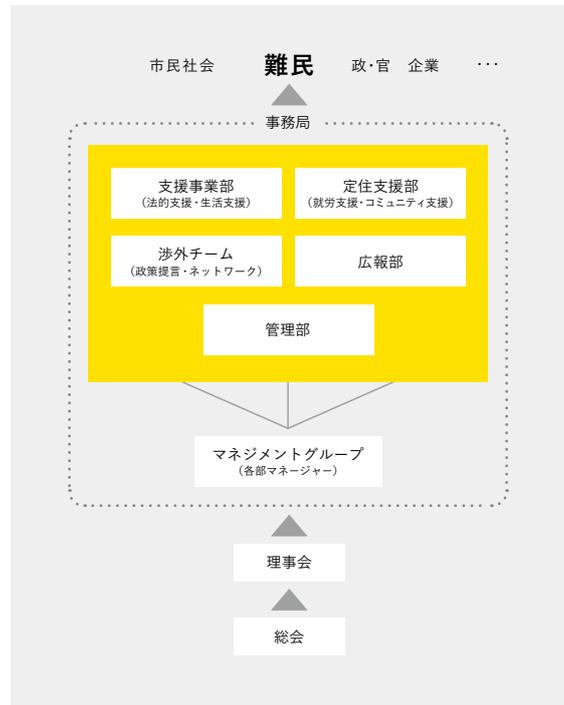
正式名称	特定非営利活動法人難民支援協会
英語名	Japan Association for Refugees
所在地	〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階
代表理事	石川 えり
設立	1999年7月17日
法人格取得	1999年11月16日
認定NPO法人取得	2020年2月3日(東京都) 初回は2008年5月1日に国税庁より認定
事務局スタッフ	32名(非専従職員を含む) 休職中のスタッフは除く

役員・顧問一覧

代表理事	石川 えり	
副代表理事	中村 義幸	大学名誉教授
理事	井内 撰男	会社役員
	石井 宏明	団体役員
	大江 修子	弁護士
	関 聡介	弁護士
	滝本 哲也	団体職員
	畠 健太郎	団体職員
	藤本 俊明	大学教員
監事	野村 彰男	団体役員
	渡邊 賢	弁護士
顧問	新垣 修	大学教員
	市川 正司	弁護士
	鈴木 雅子	弁護士
	永峰 好美	ジャーナリスト
	森 恭子	大学教員、社会福祉士
	森谷 康文	大学教員、精神保健福祉士

※難民支援協会は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日事務所のパートナーです。

組織図



参加しているネットワーク

- ・Asia Pacific Refugee Rights Network (APRRN)
- ・International Detention Coalition (IDC)
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- ・新宿区多文化共生連絡会
- ・防災・減災日本CSOネットワーク (JCC-DRR)
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)
- ・東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議

受賞歴 (抜粋)

2006年 1月	第20回東京弁護士会人権賞(東京弁護士会)
2009年 8月	第21回毎日国際交流賞(毎日新聞社)
2013年 1月	2012年度地球市民賞(国際交流基金)
2013年12月	エクセレントNPO大賞(「エクセレントNPO」をめざそう市民会議)
2016年10月	第8回沖縄平和賞(沖縄県)
2019年 7月	第52回社会貢献者表彰(社会貢献支援財団)
2020年 7月	第1回ジャーナリズムY賞(ジャーナリズム支援市民基金)





〒 101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-2 TASビル 4階

☎ 03-5379-6001

✉ info@refugee.or.jp

🌐 www.refugee.or.jp

🐦 📷 🍷 @ja4refugees

👤 難民専用フリーダイヤル | for refugees (toll free)
0120-477-472

再生紙を使用しています